

公益社団法人 岐阜県森林公社役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）定款第36条の規定に基づき役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち常時勤務に服する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 岐阜県派遣職員とは、役員のうち公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により、岐阜県から公社に派遣された者をいう。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員には、報酬、役職手当、通勤手当及び期末手当（以下「報酬等」という。）を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、別表第1に定める月額とし、各々の役員の報酬月額は、理事会の決議により定める。この場合における職務の級は、別表第2に定める職務内容に応じた職務の級によるものとする。
- 3 第1項に規定する役職手当の額は、別表第3に定める額を支給する。
- 4 第1項に規定する期末手当の額は、報酬月額に別表第4に定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 5 第1項に規定する通勤手当の額は、岐阜県職員の例による。
- 6 報酬等の支給方法等については、岐阜県職員の例による。

(非常勤役員の報酬等)

第4条 非常勤役員には報酬等を支給しない。

(費用の弁償)

第5条 役員が、その職務を執行するために要する旅費（宿泊費含む。）は岐阜県職員等旅費条例（昭和32年岐阜県条例第30号）の例による。

- 2 公社は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、役員の請求に基づき支払うものとする。

(適用除外)

第6条 第3条の規定は、常勤役員が岐阜県派遣職員の場合には適用しない。

- 2 岐阜県派遣職員が常勤役員である場合の給与等については、理事長と岐阜県知事が別に協定する派遣職員に関する取り決めによる。

(報酬等の支給制限)

第7条 役員には、この規程に基づかないいかなる報酬等を支給することはできない。

(公表)

第8条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）

常勤役員の報酬の額

職務の級	報酬月額
7級	361,400円

別表第2（第3条第2項関係）

常勤役員の職務内容及び職務の級

職務の級	職務内容
7級	1 理事長又は副理事長の職務
	2 専務理事又は常務理事の職務
	3 理事の職務

別表3（第3条第3項）

常勤役員の役職手当支給割合

職	役職手当
理事長	80,000円
管理監督役員	副理事長
	専務理事等
役員（上記に掲げる役員を除く）	30,000円

別表4（第3条第4項）

常勤役員の期末手当支給割合

基準日	期末手当
6月1日	100分の100
12月1日	100分の115